

○九州地方整備局告示第十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和二年二月十二日

九州地方整備局長 村山 一弥

第1 起業者の名称 熊本県

第2 事業の種類 県道荒尾長洲線改築工事（熊本県荒尾市樺字笹原地内から同市野原字藺牟田地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 熊本県荒尾市樺字笹原並びに野原字大浦、字辻及び字藺牟田地内
- 2 使用の部分 熊本県荒尾市樺字笹原並びに野原字大浦、字辻及び字藺牟田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県荒尾市樺字裏毘沙門地内から同市野原字西原地内までの延長 2,827m の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道荒尾長洲線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である熊本県は、既に本件事業を開始していること、県道荒尾長洲線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき熊本県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により熊本県が道路管理者となることなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、熊本県荒尾市平山地内の県道荒尾南関線との接続点を起点とし、同県玉名郡長洲町大字長洲地内の一般国道389号との接続点を終点とする延長11.3kmの幹線道路である。

本路線は、九州縦貫自動車道の南関インターチェンジと地方港湾長洲港を連絡する道路の一部区間をなす路線であるとともに、沿線住民の通勤、通学、買い物などの日常生活において重要な役割を果たしている。また、平成27年に熊本県が策定した「熊本県緊急輸送道路ネットワーク計画」において、他県との広域支援体制に対応する路線として、1次緊急輸送道路に選定されており、防災上も重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道区間」という。）は、熊本県が管理する県道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年熊本県条例第25号。以下「条例」という。）等に定める車道幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が存在することから、交通事故が発生するなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間に必要な幅員等が確保された良好な道路が新たに整備されることから、現道区間における通過交通が転換し、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものである。また、本件区間において大型車の通行が可能となり、1次緊急輸送道路としての機能を果たすことができるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響について、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、平成30年8月に環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、騒音及び振動については、環境基準等を満足するとされている。

また、同調査によると、本件事業の工事施工区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているオヤニラミ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているカスミサンショウウオ、マシジミ、ヤマトシマドジョウ、コガタノゲンゴロウ、準絶滅危惧として掲載されているミサゴ、オオタカ、ハイタカ、ナガオカモノアラガイ、ドジョウ、マルケシゲンゴロウが確認され、植物については、環境省のレッドリストの準絶滅危惧に掲載されているカワヂシャ、ミゾコウジュが確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺で、重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の工事施工区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵

文化財包蔵地は存在していない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、熊本県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、必要な幅員等が確保された良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを目的として、条例による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路をバイパス方式により整備する事業であり、本件事業の事業計画は、条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請のあった東側ルート案（以下「申請案」という。）と、現道拡幅案、西側ルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案と比較すると、取得必要面積は中位であるものの、宅地の必要面積及び支障物件の数が最も少なく、工事施工延長が最も短いこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、条例等に定める道路構造を満足しない区間が存在するため、安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、現道区間が存する荒尾市長から本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所
熊本県荒尾市役所